

令和6年度 鯖江市小中学校生活指導（校外生活）のきまり4～7月

鯖江市生徒指導部会

〈 児童生徒のみなさんへ 〉

このきまりは、鯖江市の児童生徒が節度ある生活、健全な生活をするために決められたものです。
細部については各学校のきまりを守りましょう。

〈 保護者の皆様へ 〉

わが子だけではなく、どの子も規則正しい生活の中で健やかに成長できるように、あたたかく、
ときにはきびしく指導してください。

外出に 関して	外出時間		4月～9月	10月～3月 (春休み含む)	※ 納涼祭等行事 午後9時	
		小学校	午後6時	午後5時		
		中学校	午後7時	午後6時		
	他市町への外出 飲食店・映画館	小学校	保護者がその場と一緒にいる場合は認めます。			
		中学校	保護者の許可があれば認めます。 (保護者が、行き先・用件・帰宅時間を把握していること。)			
	交友間の宿泊		認めません。			
	ゲームコーナー (カードゲームコーナーを含む) ボウリング場 カラオケボックス バッティングセンター ビリヤード店、喫茶店 インターネットカフェ		保護者がその場と一緒にいる場合は認めます。			
	ゲームセンター、パチンコ店		認めません。			
	その他	〈 頭髪について 〉 ○小学生・中学生らしい髪型とし、パーマ・染色・脱色することは認めません。				
		〈 情報メディアについて 〉 ○有害図書、残虐な内容の動画・DVD等を視聴してはいけません。				
〈 インターネットについて 〉 ○ パソコン・スマートフォン・携帯電話の使い方を誤ると、非行につながったり、犯罪に巻き込まれたりするので、気をつけましょう。 ○ 自分や周囲の人を守るため、インターネット上に画像・動画を掲載することはやめましょう。						
〈 保護者の皆様へ 〉 ○ パソコン・スマートフォン・携帯電話には「フィルタリングソフト」を入れて、インターネット上の有害サイトから子どもを守ってください。						

県内の相談機関・電話相談窓口

福井県教育総合研究所教育相談センター	0776-51-0511	月～金 8:30～17:15	子どもの教育全般
24時間電話相談(24時間子供SOSダイヤル)	0120-0-78310	365日 24時間	子どもの教育全般
丹南青少年愛護センター 鯖丹支所	0778-52-6114	月～金 8:30～17:15	非行、不登校、いじめ
鯖江チャイルド	0778-52-5530	月～金 9:00～16:00	鯖江市勤労青少年ホーム